

新潟県病院局と株式会社ニチイ学館との包括連携に関する協定書

新潟県病院局（以下「甲」という。）と株式会社ニチイ学館（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互の連携と協働による活動を推進することにより、甲が実施する新潟県立病院事業の持続可能で安定的な運営の一層の充実及び強化を図り、もって新潟県民の健康保持に必要な医療の質の更なる向上に資することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、業務に支障のない範囲で連携・協力する。

- （1）持続可能な県立病院の運営に向けた経営改善に関すること。
- （2）医療を巡る環境変化に対応した効果的で質の高い医療提供のあり方に関すること。
- （3）病院の組織及び業務体制の見直し並びに病院運営を支える人材の確保・育成に関すること。
- （4）地域の医療連携・医療介護連携の強化に関すること。
- （5）その他、県立病院の経営と医療の質の改善に関すること。

（協定の実施体制）

第3条 甲及び乙は、前条各号に定める事項を効果的に実施するため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲及び乙の合意の上、決定する。

（協定内容の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（協定期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から更新しない旨の書面による申出がなければ、本協定の有効期間を期間満了の日から1年間更新するものとし、以降も同様とする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、本協定の検討・実施により知り得た相手方の秘密情報（秘密情報である旨が明示された情報に限る。）を相手方の事前の書面による承諾を得ずに、第三者に開示又は提供等してはならない。なお、情報の開示又は提供等に当たっては、法令及び条例の定めるところによる。

2 甲及び乙は、本協定が前条に定める有効期間の満了により効力を失った後も、前項による秘密保持の義務を負う。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年6月22日

甲：新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県病院事業管理者

金井健一

乙：東京都千代田区神田駿河台4丁目6番地

御茶ノ水ソラシティ
株式会社ニチイ学館
代表取締役社長

中川 創太